

K S K

きんずな

第159号

編集 神奈川県障作連
責任者 海原泰江
印刷所 株式会社Yuki Print
発行 平成28年9月4日
年月日

新任課長インタビュー



福祉部
障害福祉課長
山崎 享 氏

広報部

長になりました。

それまでは土木とか、環境・商工・労働と、内部事務の仕事をしてきました。障害サービス課長になり、障害福祉施策に関わることになったわけですが、はじめは勉強することが多く大変でした。

今年度着任された山崎県障害福祉課長に障作連広報委員会（以下広報）五名が参加し、インタビューを行った。
広報：まずは、着任された今の抱負等お話ししたいと思います。

障害福祉課は、非常に幅が広くて、大変なところですよ。よく言われますが、県の役割として、かつてはグループホームや、地域作業所等、国に先駆けてやってきた、そういう歴史は確かにあります。措置から支援費になり、自立支援法になり、制度としては一応の確立をした。それは大変大きいことだと思えます。ただ一面ではすごくお金がかかる。二十三年度では県の自立支援給付の負担金は二百二十二億円くらいでしたが、今では四百六億円、これを確保していくのは大変です。でも、まず確保しなくてはならない。それだ

けでは十分に対応できない部分、これは我々が努力してやっついていかなくてはならない。例えば重度医療、どこの県でもやっついてはならない。かなりお金がかかります。五十数億。国に要望しながらなんとか県でやっついてる。財源的に厳しくなっているのは事実です。そういう中でグループホーム運営費補助金とかサポート事業、地活の補助とか、やりくりをしています。それでもやはり、いろいろな支援を必要としている方がいるところをきめ細かく見ていかなくてはいけない、すべてでできるわけではないですが、工夫し、少しでも前へ進むということが必要かなと。新しいところでは今年の六月議会で知事がヘルプマークの普及の取組について答弁しました。東京都がはじめたことで、赤い地に白い十字のマークをつけて、見た目ではわからない内部障害や難聴の方、妊娠されている方とか、「私は助けを求めています」それをつけていくことによって皆がわかる。小さなことですが、一つひとつやっついていくことも大事じゃないかなと思います。

広報：ニーズの高い人が既存のサービスが利用できないことについて。地域で相談を受けます。親御さんが共働き、お子さんは重度の自閉症、短期入所を使いたい方がその方はインシュリンの注射が必要でした。医療行為があるとお引き受けできませんとなりました。注射一本打ってもらえばなんとかなるのに。そういう困り感とか、はざまの状況を聞く制度や窓口みたいなものも作っていただけたらと思うのですが。

課長：医療ケアの必要な方の短期入所、本当に大変です。一応県単の事業として、地域拠点事業所としての社会福祉法人にお願いして、医療ケアの必要な方の短期入所を受けるしくみはありますが、各保健福祉圏域に一か所ずつくらいなので、応じきれないというのが実情です。また相談のことですが、これも圏域の自立支援協議会を作っていて、中心になっている相談支援事業所が受ける。市町村では対応の難しい、重度の方々の相談対応ができる。市町村―圏域―県という三層構造になっていますが、なかなか機能しにくい面が

あつて、実質を伴うものになく
てはいけないと思つています。

広報：「はたらく」ということに
ついてどういうお考えでしょう
か？今B型では月に三千円以上、
国では一万六千円位が平均。あま
り工賃ばかり追求していくと、ス
トレスがかかる。金に見合うだけ
働けて言われると。本当に工
賃、工賃と追求していいのらう
かと。

課長：これもむずかしいですが、
その人の選び方とか生き方とかが
基準になるべきなのでしょう。工
賃一辺倒ではない方向で、と感じ
ている人は多い。A型なら別だけ
ど、B型ですからね。でも工賃向
上計画があり数字が出るとみんな
多いほうが、つてなつてしまふ。

広報：最後に、私たちいろんな事
業に移行しました。もとは地域作
業所です。私たち小規模の事業所
に対しての思いを。

課長：地域で、きつと一番必要な
サービスを提供していただいでい
ると思ひます。僕らはそれを...

すべてを受け止めきれないけれ
ど、できるだけ寄り添つていきた
い。現場のことはどうしてもわか
らないことがある。団体の皆さん
の要望を聞く、市町村から話を聞
く中でなかなか現実がわから
ない。その辺がすごく歯がゆい。
現場の問題点を我々が認識して、
理解をして、どこまで寄り添つて
いけるか、その立場を理解するか
をまずはやっていく。そういう気
持ちでやっていきたいと、そう思
います。

広報：課長さんの心からの言葉を
お聞きできとてもうれしく思いま
した。地域作業所がたくさんあり
ました。移行で多くは地活、就労
B、生活介護となりました。地活
の運営は厳しいですが地域作業所
の良さを一番活かしやすい場所だ
と思ひます。就労Bも生活介護も
よさはあると思ひます。小規模
で、ぎりぎり地域の声を聴きな
がら、拾い上げてやっているとこ
ろ。「寄り添う」気持ちで全県と
してやっていただければと思ひま
す。ありがとうございます。

要望書提出

意見交換から課題意識の共有を！



広報部

七月一日、「平成二十九年年度当
初予算に係る要望について」を県
行政に対し提出した。

神奈川県障害者地域作業所連絡
協議会（以下、障作連）海原理事
長以下、九名の各地区幹事が参加、
県からは山崎障害福祉課長はじめ
障害福祉課、地域福祉課の担当者
八名の出席をいただき、意見交換
の場が持たれた。

今年度の要望項目は次ページの
通り。まず理事長より、それぞれ
の要望の説明がなされた。

厚生労働省から出された報告
「誰もが支え合う地域の構築に向
けた福祉サービスの実現ー新たな
時代に対応した福祉の提供、ビジョ

ン」では現状や課題として家族・
地域社会の変化に伴い複雑化する
支援ニーズ、人口減少社会におけ
る福祉人材の確保と質の高いサー
ビスを効率的に提供する必要性、
地域の支援ニーズの変化と誰もが
支えあう社会の実現の必要性、そ
の解決の考え方として包括的な相
談支援システムを構築するとして
いる。そこに述べられている考え
方はまさにかつて地域作業所を
作ってきた当時の神奈川県を考え
方であり、改めて「一人ひとりが
その人らしく地域で生きる」とい
う地域作業所の理念が現在も求め
られていると感じる。

神奈川県は福祉先進県として、
官民一体として県社会福祉協議会
や福祉関係団体と共に、地域福祉
を進めてきた歴史があることは言
うまでもない。ここ十数年の大き
な変化の中、法律や制度も整い、
国・県・市町村の役割の明確化等、
しくみは構築されてきた。しかし、
基本理念はどれくらい深まり、障
害を持つ方たちの実際の生活、困
り感や生きにくさはどれほど解決
できたのだろうか。理事長の説明の
後、行政から各項目についてのこ
れまでの経過や今後の方向性につ

いてコメントが述べられた。また参加者からも現場の実態、地域の現状から、意見交換を行った。

要望項目の一点目は、老朽化、耐震構造等の問題から平成三十年で使用を打ち切るとされている県社会福祉会館についてである。福祉関係団体が種別を超えて議論し実践していくと共に、県民と協働し、更に多様な活動へと広げることが必要である。その観点から特に第一項目として福祉の拠点施設の存在意義を挙げた。

次に高齢障害者（その家族を含む）の総合的地域生活の支援について・障害者差別解消法・障害者の「はたらく」支援について・福祉人材の確保や育成、と現場の実態から発信した要望が続く。グループホーム、地域活動支援センター、単独型短期入所促進事業等、どれも切実な問題で、重要性について理解している、とのコメントをいただいた。多くは市町村事業推進交付金という財源のため、実施する市町村の裁量による。県は必要な情報提供等に努めるという回答が多かった。

制度にもれてしまう方や個々の困り感に着目して対応するのが県

の役割であり、「一人ひとり」を大切にという意見を述べた。

行政への要望と前後して、県議会各会派のヒアリングを行った。

多くの会派からそれぞれに、詳細な現状は？という質問をいただき、また差別解消法については積極的な取り組みを検討しているとのことだった。また公明党ヒアリングでは六十五歳問題等、時間をかけて話すことができ、実態を踏まえた中から実現へ向けて共に力を尽くしていきたいと思いますとのコメントをいただいた。今後に向け、意義深い一連の要望活動を終えることができた。



2017年度（平成29年度）当初予算に係る要望について（要望項目）

1、福祉拠点の整備について

【要望①】各福祉関係団体が福祉ネットワークを維持し、県民と共に県民への福祉サービス向上に取り組めるよう「福祉の拠点施設」において活動し、幅広い支援策を生み出すことができるように環境整備の支援をすること。

2、高齢障害者（その家族を含む）の総合的地域生活の支援について

【要望①】グループホームの設置が各市町村でより一層進めることができるように、神奈川県として誘導策を講じること。

【要望②】地域活動支援センターでは、高齢障害者も増え、制度の狭間や更には難病障害者・初期の認知症の方などの受け入れ活動している実態からこの制度の必要性を理解し、今後は包括的に要支援者を支える時代となってきていることから市町村のみに任せるのではなく県においてもかながわらしい支援の充実を図ること。

【要望③】昨年、高齢障害者等の緊急時の支援が必要として地域生活サポート事業の内容についての要望に対して単独型短期入所促進事業は、通所施設等がその対象となっており、当該事業を実施している市町村に交付金を交付している旨の回答がありました。しかし、多くの市町村は内容を理解されていないと思いますので、当該事業内容を市町村に対して周知を図ること。

【要望④】改正障害者総合支援法は、「介護保険への切り替えで発生した自己負担分を、同法が規定する【高額障害福祉サービス等給付費】の対象として支給できるようにする。対象は、65歳になる前に一定期間障害福祉サービスを利用した低所得者を想定。具体的な支給条件は今後検討し、政令で定める。また、切り替えによって長年利用してきた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあるため、これらの事業所が介護保険事業所として指定を受けやすくなるよう運用を見直し、同じヘルパーなどから継続して支援を受けられるような仕組み作りを進める。」とされています。今後小規模事業所も【介護保険事業所】の対応を求められることが想定されるが、当事者の不利益や小規模な事業所ではできない状況も鑑み国に十二分に働きかけること。

3、障害者差別解消法が実効性のあるものにしていくために、研修を実施すること。

【要望①】2016年4月から障害者差別解消法が施行され、神奈川県においても対応要領を作成されましたが、大切なことは障害やこの法律の趣旨を窓口対応される職員の方をはじめ県の全職員の方が正しく理解していただくことにあります。対応要領により記載されていないことは「わからない」「できない」とする対応になってしまうことが十二分に推測できます。障害者差別解消法や障害者に対する理解がされるよう全職員に対し研修を重ねると共に現場訪問など行うこと。

4、障害者の「はたらく」支援について

【要望①】これから障害者の雇用率も上がっていくのにもかかわらず、雇用は雇用、優先調達では障害者事業所参入にも限りがあり、民間企業の発注に新たな仕組みを設け、直接的な公の発注にこだわらず公的機関の発注を受けた企業が企業の中の仕事を障害者事業所に出していくことにより企業と障害者事業所の関係から、雇用や新たな仕事の創設に繋がる方法を検討すること。

【要望②】商店街活性化等を利用して高齢者の居場所プラス障害者事業所の製品販売（新たな事業所外活動）とした部局や更には要援護者の種別（高齢、児童や障害者など）を超えて共に行えるかながわらしい取り組み（「居場所」+拠点化）を発想した政策を検討されたい。

5、福祉人材の確保や育成を積極的に推進すること

【要望①】マスコミにより「低賃金」、「3K職場」と報じているため福祉の職場は、更に慢性的な人手不足が深刻になってきております。県として福祉の職場の魅力ややりがいを広く発信し、人材確保が出来るよう努めること。また人材が定着できるよう賃金や育成を図れるよう推進すること。

■二〇一六年度 障害者事業所基本研修会 報告

利用者の個人情報意識を 身につけていますか？

弁護士 内嶋 順一 氏

(みなと横浜法律事務所)

七月六日、神奈川県障害者地域作業所連絡協議会が主催し、(福)神奈川県社会福祉協議会、神奈川県知的障害施設団体連合会、神奈川県身体障害施設協会の共催をいただき研修会が行われた。

改正個人情報保護法(二〇一五年九月九日公布)では取り扱う個人情報量が5千人以下の事業所も対象となり、福祉関係の事業所ではさらに重要となってきた。

講師をお願いした内嶋先生は神奈川県ではたくさんさんの講演をされ、また自らも後見人等の活動で、現場に足を運んで権利擁護の活動をたくさんされている。

今回の研修では現場の職員が抱えがちなさまざまな事例を基にわかりやすくお話をいただいた。概要を報告する。



●主な改定

まず、個人情報の定義の明確化であり、五千人以下適用除外制度の廃止があり、これは、小規模福祉事業所にも適用される。適切な取扱が求められるのです。

その個人情報とは何か。簡単に言えば、「個人が特定できる情報」です。そして「生存」している個人の情報に限られます。

①情報の記録・表現方法は問わない。

例 紙に書いた文章、パソコンのデータ、画像(写真、図画)：等々。施設で利用者さんの写真を、承諾を取られていますけれども、あれも利用者さんの肖像も個人情報に当たるので、同意を取られているのです。

②他の情報と合体させることで容易に個人が特定できる場合も含む。

で送って来るといふ場合。別々になっていたら、個人情報ではない。2つそろったものは、個人情報となる。

③個人識別符号を含む情報も個人データとなる。指紋識別データ、顔の認識データなどがある。

もう一つの例がマイナンバー、保険証番号、基礎年金番号。これらが個人情報として新たに定義されました。

場合によってはもう保険証の番号とか、もしかすると聞き取っている可能性があると思うのですが、余程の必要がない限りは、必要がないです。

新しい法律では「あなた方は個人情報取得しちゃってますよ」と。「一体それどうするんですか」ということを問われますので、注意してください。

④「匿名化」。個人が特定できなくなれば、それは個人情報ではなくになります。

しかし、単に住所氏名を墨塗りただけでは、見る人が見ると個人が特定できてしまう場合がある。これは「匿名化」とはいえないことに注意。

インターネットの急激な普及により予想もしなかった形での個人情報の世界的流通。それに伴って大量の個人情報(ビッグデータ)の有益利用の確保が、今回の個人情報保護法改正の背景があります。

例 メールで個人情報をやり取りする場合に、最初のメールで元々の情報が送られてくる。利用者さんの住所、年齢、生年月日、障害の程度とかが書いてあるものが、送られてきて、暗号化されている。暗号を解く鍵が次のメール

地域の研修会で、利用者Aや墨

塗をしても、小さなエリアでは個人が特定されてしまうことがある。思い切つて、性別、住所、年齢を全く変えてしまうことも必要となろう。

●重大な影響が及ぶ個人情報とは
どんなものか

①プライバシーに関わる個人情報

プライバシー情報とは「公けにされていない情報」や「他人に知られたくない私的な情報」。

ではなぜ、プライバシー情報は重要なのか。「個人の内的な私的領域」＝「私だけの大切な領域」に関わるからです。これなくしては、「個人の尊厳」を護ることができないからです。

②もう一つが、「要配慮個人情報」。これは今までなかった概念で、改正個人情報保護法で出て来た概念です。

要配慮個人情報とは、本人の各種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとなります。

障害者に関する個人情報は、この要配慮情報に該当する情報が多く含まれることに注意しなければなりません。

ですから、要配慮個人情報は「原則」あらかじめ本人の同意を得ておかないと取得すらできないということを、まず第一に考えておかなければならないのです。

●個人情報保護の原則論と例外論

まず「原則論」で、個人情報は本人の同意によって収集とか管理、それから外部に提供されるべきだということです。この大原則を忘れての方がちよつと過言かもしれませんが、かなりいらつしやいます。特に、知的障害をお持ちの方、言つても分からないだらう的な、もう諦めというか、構えができてしまっている場合には、本人に何の了解もなく、個人情報を収集、管理していることがあると思うのです。

ですから、その人の承諾なしに勝手に、その人の権利を踏み込んで行つてはいけません。個人情報の取扱に関するすべての出発点はここにあると考えてほしいです。



「例外論」。個人情報の収集、管理、提供について、その本人の同意を求めているのでは、本人もしくは第三者の利益や公共の利益を害する恐れが高い場合には、本人の同意を不要とする」とある。逆に言えば、本人同意を得ることができたら本人同意を必ず得て下さい、となるのです。

●身近な事例に対する検討

機関紙やホームページの掲載に利用者ご本人の写真等掲載する時に、本人の同意を得る努力をして、判断能力がないという場合に、家族の同意を得ればそれで良しと

きるのか。またそのご本人のご家族等がない場合、施設の方で判断をして掲載していいものなのかどうか……

法律の原則論から言うと、家族の判断では同意にはならないということですが……

私も仕事の立場上、後見人をやっていますが、本人の了解もなかなか取れません。しかし私が努力しているのは、例えば役所から求められて、しょうがないから出す場合とか、緊急性がある場合です。病気になるれた、けがをされたとかつていうときに病院とのやりとりをする時なんかは相手を見ながらやります。それ以外はほとんどまず出していません。ましてや娯楽をやっているときの写真を撮つて、それを掲載することは一切やらないです。

それはなぜかと言うと、やはり原則に配慮せざるを得ないので、家族から承諾を取っていると、いうのは、家族は全然それに対する個人情報の同意についての同意権限を持っていませんから、意味のない同意でもあるのです。ただ、家族から同意を取ると何が悪いと

いうと、家族から文句が出ない、それだけのことです。家族からの文句が出ないという問題とご本人の権利を侵害するか、侵害しないかという問題とは別なのです。

ただ、ご本人が文句を言えない話なので、そこは本当によく考えていただきたいのです。物を言えないですから、家族の了解を取ればいいのだろうと思うのですが、あくまでも自分の身になって考えて頂きたいのです。

皆さんだったらどうしますか、皆さんだったら言ってもらっても大丈夫ですかという観点から考えてください。最後はそこに戻ることだと思のです。自分の感性を育てることだと思います。

その事業所中での風土だとか文化というのはあります。一律でそういうことを全部やめるとか、モザイクかけて何だか変な画像になっちゃうケースもあります。ただどそれが良いのか悪いのか本人たちがそれを見てすごい楽しい嬉しいということならプラスの面もあるかもしれないから、何とか本人たちから了解を取る。あるいは

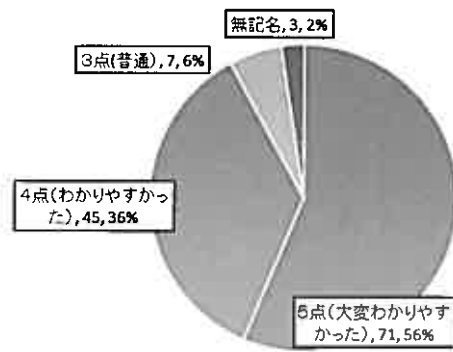
は分かっている人にそういう機関紙を配る。つまりこの機関紙の意味を理解している人たちに配ってもらうって情報を共有してもらおうというような工夫は必要だと思のです。

講演後の質問に際しても参加者から現場感覚の質問が多く出され、時間が無くなるほどだった。また事後のアンケート調査では、「大変わかりやすかった」「資料がとて役に立った」との声が多く有意義な研修会となった(下図参照)。また参加の目的として、①「個人情報」の取り扱いに漠然と不安や疑問があったため。②「専門家の意見を聞いてみたかった」。③「事業所での「個人情報」の取り扱い」について確認したかったから。④「事業所内の研修に取り入れるため」などの回答が多く、日常の支援の中で、「個人情報」の取り扱いについて課題と感じている職員が多

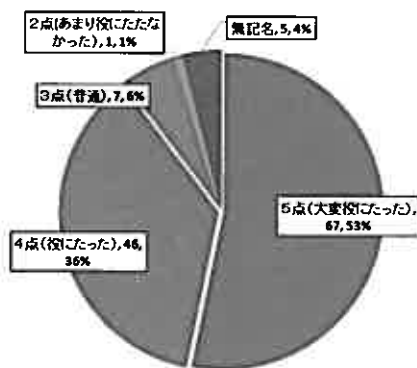


いことが分かった。様々な機会を通して学んでいくべき内容であると感じた。

講義内容がわかりやすかった



資料は役にたったか



7/26に発生した津久井やまゆり園での事件について

言葉にはあらわし様のない悲惨な事件が起きてしまいました。お亡くなりになった多くの利用者の方に心からお悔やみを申し上げますとともに、けがをされた利用者の皆様につきましては一刻も早く回復されることを願うばかりです。障がいをお持ちの方が不安を持つことなく、今まで通り、地域で安心して生活して頂くことができますよう願ってやみません。

私ども支援する側の者として、改めて「命の尊厳」についてきちっと考えていく必要を感じています。二度と再びこのようなことが起きないように、地域の多くの方々と連携し取り組んでいかねばと思います。

発行 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒22210035 横浜市港北区鳥山町1752

編集 (特非) 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会

〒22210844 横浜市神奈川区沢渡4-2

045(290)0501

頒価 百五十円